

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年10月)

がん検診を受診していますか？

毎年10月は「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」です

厚生労働省では、わが国の死因の第1位である“がん”の予防の必要性を認識し、検診受診につなげるため、毎年10月を「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」と定めています。

現在は検査法や治療法が進み、早期に発見し、早期に治療すれば「がんは治せる病気」になっています。そのためには、健診やがん検診を定期的に受けることが大切です。

協会けんぽの健診とあわせ、がん検診受診を習慣化しましょう

■被保険者様(ご本人)の場合

生活習慣病予防健診(35歳～74歳対象)には、胃・大腸など主ながん検診が、検査の内容に含まれています。

生活習慣病予防健診パンフレットはホームページをご確認ください。▶▶



■被扶養者様(ご家族)の場合

特定健診(40歳～74歳対象)と市町村のがん検診をセットで受診できる場合もあります。特定健診の予約の際にお問い合わせください。

各市町村へのお申込み方法はホームページをご確認ください。▶▶



協会けんぽ 青森支部 保健グループ TEL:017-721-2723

わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。
「健康経営®」は、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の事業所様

弘前商工会議所 様

事業所所在地：青森県弘前市 従業員数：20名 事業内容：地域総合経済団体

取組内容

- ①年1回の健康診断実施(再検査・要検査受診勧奨含む)
- ②保健指導の実施(ヘルスリテラシーの向上)
- ③感染症予防対策
- ④受動喫煙対策
- ⑤会員事業所向け生活習慣病予防健診の実施

また当所は、日本健康会議「健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)」の認定をいただいております。



取組のご感想を伺いました！

当所では、会員事業所への経営支援事業の一環として、『健康経営』の推進・推奨を行っております。“隼より始めよ”——会員の皆様に健康経営をご提案する当所職員が、まずは健康経営を実践する環境・職場づくりをしていかなければならないと身の引き締まる思いです。

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いたしますよう、お願いいたします。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の併せての持参もお願いします。



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン!



ここをクリック!

※2021年6月より新デザインに変わる予定です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



どんないいことが? 7つのメリット

POINT1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。



POINT2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。



POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。



POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



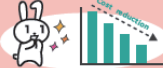
POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30